

令和8年度鴨川市利用者負担額(保育料)表

階層区分		定 義		多子軽減措置の 年齢制限撤廃の 有無	利用者負担額			
国階層	市階層				子ども	3歳未満児		
						標準時間	短時間	
1	A	生活保護法による被保護世帯等		有	1子	0円	0円	
					2子	0円	0円	
					3子以降	0円	0円	
2	B1	市町村民税非課税世帯 (母子世帯等及び障害児(者)のいる世帯等)		有	1子	0円	0円	
					2子	0円	0円	
					3子以降	0円	0円	
	B2	市町村民税非課税世帯 (上記A, B1世帯を除く)		有	1子	0円	0円	
					2子	0円	0円	
					3子以降	0円	0円	
3	C	ア 市町村民税所得割 48,600円未満 (母子世帯等及び障害児(者)のいる世帯等)		有	1子	6,800円	6,650円	
					2子	0円	0円	
					3子以降	0円	0円	
		イ 市町村民税所得割 48,600円未満 (Cのアの世帯を除く)		有	1子	14,600円	14,300円	
					2子	7,300円	7,150円	
					3子以降	0円	0円	
4	D1	市町村民税 所得割 48,600円以上 97,000円未満	ア 市町村民税所得割 57,700円未満 (母子世帯等及び障害児(者)のいる世帯等)		有	1子	9,000円	9,000円
						2子	0円	0円
						3子以降	0円	0円
			イ 市町村民税所得割 57,700円未満 (D1のアの世帯を除く)		有	1子	22,500円	22,100円
						2子	11,250円	11,050円
						3子以降	0円	0円
		ウ 市町村民税所得割 57,700円以上 77,101円未満 (母子世帯等及び障害児(者)のいる世帯等)		有	1子	9,000円	9,000円	
					2子	0円	0円	
					3子以降	0円	0円	
		エ 市町村民税所得割 57,700円以上 97,000円未満 (D1のウの世帯を除く)		無	1子	22,500円	22,100円	
					2子	11,250円	11,050円	
					3子以降	0円	0円	
5	D2	市町村民税所得割 97,000円以上 169,000円未満		無	1子	33,400円	32,800円	
					2子	16,700円	16,400円	
					3子以降	0円	0円	
6	D3	市町村民税所得割 169,000円以上 301,000円未満		無	1子	45,800円	45,000円	
					2子	22,900円	22,500円	
					3子以降	0円	0円	
7	D4	市町村民税所得割 301,000円以上 397,000円未満		無	1子	50,900円	50,000円	
					2子	25,450円	25,000円	
					3子以降	0円	0円	
8	D5	市町村民税所得割 397,000円以上		無	1子	50,900円	50,000円	
					2子	25,450円	25,000円	
					3子以降	0円	0円	

※3歳以上児は幼児教育・保育無償化により0円です。

※年齢については、令和8年4月1日現在の満年齢により決定します。

※階層区分は、4～8月分は令和7年度市町村民税、9～3月分は令和8年度市町村民税により決定します。

※同一世帯から就学前児童が2人以上同時に、下記対象施設を利用している場合、その中で最も年齢の高い児童(1人目)は上記表の「1子」の額、次に年齢の高い児童(2人目)は上記表の「2子」の額、その他の児童(3人目以降)は上記表の「3子以降」の額となります。

【対象施設】 保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業(家庭的保育、小規模保育、事業所内保育等)、特別支援学校幼稚園、児童心理治療施設通所部、児童発達支援、医療型児童発達支援等

※階層区分がD1～ウ以下で、「生計が同一」の入所児童の兄弟姉妹がいる場合、上記の対象施設及び年齢に関係なく、多子軽減措置の対象となります。(年齢制限を撤廃します。)